

# ZIMREX fitness 会員会則及び規約

## 第一条 総則

1 本クラブは、ZIMREX fitness（以下、本クラブ」という）と称し、所在地を高知県高知市高須新町1丁目12-25に置きます。

## 2 目的

本クラブは、スポーツを通じ会員の健康の維持・増進並びに会員相互の親睦・交流を図ることを目的とします。

## 第二条 会員

（会員制）

1. 本クラブは、会員制とします。
2. 会員による本クラブの利用範囲、条件、および施設運営システム（会員種別、提供商品および提供サービスを含みます。以下同じです。）については、別に定めます。
3. 会員が本クラブを利用するときは、利用する施設に会員証を提示します。
4. 会員の契約期間は、所定の退会手続きが完了するまで自動更新とします。

## 第3条（入会資格）

1. 本クラブの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
  1. 各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
  2. 中学校卒業以上で、本会則及び本クラブの諸規則を遵守する方。
  3. 本クラブの施設の利用に堪え得る健康状態であることを本クラブに申告いただくこと。
  4. 本会則に同意いただくこと。
  5. 暴力団関係者及び薬物常用でないこと。
  6. 刺青等をしていない方。ただし、第19条2号に該当する方で、事前に申告し認められた場合を除きます。
  7. 過去に本会則の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、本クラブが検討した結果、入会資格を認めることがあります。
2. 会員は、本クラブに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」といいます。）に該当しないことを保証します。
  1. 暴力団
  2. 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）
  3. 暴力団準構成員
  4. 暴力団関係企業の役員、従業員または株主もしくは実質的支配者等の関係者
  5. その他前各号に準ずるもの
3. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力等に対して、直接または間接を問わず、かつ名目の如何を問わず、資金提供を行わないこと、および今後行う予定がないことを保証します。
4. 会員は、本クラブに対し、反社会的勢力との間で、直接または間接を問わず、社会的に非難されるべき関係のないことを保証します。

5. 会員は、本クラブに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証します。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を越えた不当な要求行為
3. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計または威力を用いて本クラブの信用を毀損し、または本クラブの業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

#### 第4条（入会手続）

会社は、本会則を承認のうえ入会手続を行い、会社の承認を得た上、規定の入会金・会費を納入して会員の資格を得た方を本クラブの会員とします。

#### 第5条（18歳未満の方の取扱い）

18歳未満の方が会員になろうとする時は、本人とその親権者が連署して申し込むものとします。この場合、親権者は会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとします。

#### 第6条（会員証）

1. 会社は会員に対し、会員証を発行します。
2. 会員が、本クラブ諸施設を利用する時は、会員証を必ず提示し所定の手続きをするものとします。
3. 会員は会員証を第三者に貸与・譲渡することはできません。貸与・譲渡した場合本クラブは、その会員を除名することができます。
4. 会員は会員証を紛失した場合には、すみやかに会社に届け出、直ちに所定の手続きを行い再発行を申請するものとします。尚、会員は会員証の再発行手数料として 700 円を本クラブに支払うものとします。
5. 会員は、会員資格を喪失したときは、すみやかに会員証を返納しなければなりません。

#### 第7条（入会金・会費等）

1. 入会金・諸会費・諸料金等（以下、会費等という）の金額・支払時期・支払方法は、会社がこれを定めます。
2. 一旦納入した会費等は本ジム又は会社が認めるやむを得ない理由がある場合を除き、返還致しません。
3. 会社は、本クラブの運営上必要と判断した場合または経済情勢の変動に応じて、会費等の金額を変更することができます。

#### 第8条（退会）

1. 会員が本クラブを退会する場合は、退会届を退会希望月の前月 **10日**までに、会員証を添付し提出のうえ、所定の手続きを完了しなければなりません。
2. 会員の都合等により会費が3ヶ月以上滞納した場合は退会扱いとさせていただきます。ただし、会費等の滞納がある場合は完納していただきます。

## 第9条（会員除名）

会員が下記の各号に該当するときは、会社は該当会員を除名することができ、会員はその資格を喪失します。

- (1)本クラブの会則、その他諸規則に違反したとき。
- (2)本クラブの名誉を傷つけ、秩序を乱したとき。
- (3)会費等を滞納し会社からの催告に応じないとき。
- (4)入会に際して会社に虚偽の申告をしたと判明したとき。
- (5)危険な行為、または他の会員に対する迷惑行為があったとき。
- (6)会社が本クラブ会員としてふさわしくないと判断したとき。

## 第10条（会員資格の喪失）

会員は下記の各号に該当したときに会員資格を喪失します。

- (1)会員が本会則第11条により退会したとき。
- (2)会員が本会則第12条により除名されたとき。
- (3)会員が死亡したとき。
- (4)経営上重大な理由により本クラブを閉鎖したとき。

## 第11条（休会）

会員が本クラブを休会する場合は、休会届を休会希望月の前月 **10日**まで迄に会員証を添付し提出のうえ、所定の手続きを行わなければなりません。尚、休会費は1ヶ月につき **1,100円**とします。届出のあった休会期限終了後は自動的に会費の請求が開始となります。

## 第12条（コース変更）

会員が本クラブの会員種別を変更する場合は、変更届を変更希望月の前月 **10日**までに会員証を添付し提出のうえ、所定の手続きを行わなければなりません。尚、変更手数料として **700円**を本クラブに支払うものとします。

## 第13条（変更事項の届出）

会員は、住所、連絡先及びその他入会申込み事項に変更があった場合には、速やかに会社に届出るものとします。

## 第14条（損害賠償）

1. 本クラブの利用に際して生じた盗難・紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は一切の責任を負いません。
2. 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会員が受けた損害については、会社は一切損害賠償の責を負いません。
3. 会員が本クラブの施設利用に際して、会員の責に帰すべき事由により会社または第三者に損害を与えた場合、会員は速やかにその賠償の責に任ずるものとします。
4. 本クラブの利用に際して発生した怪我・病気・事故等については、原則として、会員各自の自己責任

とし、会社は一切の責任を負いません。

#### 第 15 条（遺失物・忘れ物・放置物）

1. 会員が本クラブの利用に際して生じた紛失については、原則として、会員各自の自己責任とし、会社は一切の責任を負いません。
2. 忘れ物・放置物については、原則として 1 ヶ月間保管後に処分させていただきます。

#### 第 16 条（施設利用諸規則の厳守）

会員は、本クラブの施設利用に際して、会則および会社が別途定める規則等を遵守しなければなりません。

#### 第 17 条（健康管理）

会員は、各自の責任において健康管理を行うものとします。

#### 第 19 条（禁止行為）

会員は、本クラブ内にて、自らまたは第三者を利用して次の行為をしてはいけません。会社は、会員が下記の各項に該当する場合は、その会員を本クラブの利用の禁止及び退場を命じることができます。

- (1)伝染病等に罹患しているときの入場。
- (2)刺青等をされている方の入場。  
身体の中で、縦×横 15cm 以内に収まる場合のみ入場を可能として取り扱いをさせていただきます。但し、露出はしないように必ずサポーターやシャツ、テーピング等で隠すことを条件とします。
- (3)健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断されるときの入館。
- (4)許可なく本クラブ内を撮影、録音等すること。
- (5)許可なく本クラブにおいて物品販売やパーソナルトレーニング等の営業行為、勧誘行為政治活動を行うこと。
- (6)他人や施設スタッフ、本ジム、会社を誹謗中傷すること。
- (7)他人に対する暴力行為や威嚇行為。
- (8)痴漢、覗き、露出等法令や公序良俗に反する行為。
- (9)諸施設・器具等の損壊や落書きおよび造作、備品の持ち出しをすること。
- (10)動物を館内に持ち込むこと。
- (11)危険物を館内に持ち込むこと。
- (12)酒気を帯びての入館もしくは館内での飲酒・喫煙。
- (13)施設スタッフの業務を妨げる行為。
- (14)他人や施設スタッフへのストーカー行為。
- (15)他人の施設利用を妨げる行為。
- (16)本ジム内の秩序を乱す行為。
- (17)その他、本条各号に準じ会社が会員としてふさわしくないと認める行為。

#### 第 20 条（利用の禁止・退場）

会社は、会員が第 20 条の各項に該当する場合は、その会員を本クラブの利用の禁止及び退場を命じることができます。

## その他

### 第 21 条（施設の閉鎖）

会社は、必要と認めた場合、本クラブの諸施設の全部または、一部を閉鎖する事が出来ます。尚、この場合、会社及び本クラブは会員に対し特別の保障は行いません。

- (1)施設の改造または修理のとき。
- (2)気象・災害・その他により開業が不可能となる時。
- (3)本クラブが企画し実施する諸活動を行うとき。
- (4)経営上重大な理由が有るとき。

### 第 22 条（休業）

本クラブは、会社が別途定める定期の休業日を設けるほか、施設整備、その他やむえない事由が発生した場合、臨時休業することがあります。臨時休業する場合は、事前にその旨を施設内に掲示します。

### 第 23 条（個人情報保護）

会社は、会社及び本ジムの保有する会員の個人情報を、会社が定める個人情報保護方針に従って管理します。

### 第 24 条（その他）

本会則に定めない事項については本ジムがこれを定めるものとします。

### 第 25 条（諸規則の改正）

会社は、必要と認めた場合、本規約・細則・利用規定・その他本クラブの運営・管理に関する事項の改正を行うことができます。改定後は、原則として本クラブは 1 ヶ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとします。

本会則における会員への告知方法は、施設内への掲示およびホームページに掲載する方法とします。

### 第 26 条（法人会員契約に基づく ZIMREXfitness 会員に関する附則）

自らが所属する法人と本クラブとの法人会員契約（以下「法人契約」といいます。）に基づく会員においては、上記会則及び規約に加え以下各号が適用されます。また、法人契約の変更により諸費用等が変更になるときは、当該変更に従うものとします。

第 3 条（入会資格）について、同条第 1 項各号の他、自らが所属する法人が本クラブと法人契約を締結していることが追加されます。

### 第 27 条（附則）

会員若しくはお客様が記載した申込日よりホームページに記載されている会則が適用されます。

本会則は 2023 年 4 月 1 日より施行します。

